

参考資料C

インフルエンザワクチン需要検討会運営要綱

1. 目的

平成11年シーズンのインフルエンザワクチンについては、平成10年シーズンの2倍以上に当たる約350万本が製造されたにもかかわらず、需要の急激な増加に伴い、流通段階でのワクチンの在庫がなくなるなど、需要に見合うだけの供給がなされなかつた。

こうした状況を踏まえ、次シーズンに向けて、インフルエンザワクチンの需要をより的確に把握するための調査を行い、需要を予測するため「インフルエンザワクチン需要検討会」を設置する。

2. 検討課題

- (1) 需要予測のための調査に関すること
- (2) 需要予測に関すること
- (3) その他インフルエンザワクチンの安定供給に関すること

3. 組織及び委員の構成

- (1) 検討会は、委員概ね10人以下で組織する。
- (2) 検討会の委員は、学識経験のある者及び都道府県代表者、医師会代表者、ワクチン製造業者、医薬品卸売業者等のインフルエンザワクチンの供給にかかわるものから厚生労働省医薬食品局長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げないものとする。

4. 座長

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを選出する。
- (2) 座長は、会務を総理し、会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を行う。

5. 検討会の運営

- (1) 検討会は、必要に応じ厚生労働省医薬食品局長が招集する。
- (2) 検討会の運営に関し必要な事項は、厚生労働省医薬食品局長が座長と協議のうえ定める。
- (3) 検討会は、公開で開催するものとする。

6. 検討会の庶務

検討会の庶務は、健康局結核感染症課及び医政局経済課の協力を得て、医薬食品局血液対策課において行う。